

鳥取県介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第22号

鳥取県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定市町村事務受託法人又は指定都道府県事務受託法人に係る公示)</p> <p>第6条 政令第11条の6又は第11条の11の規定による公示は、指定市町村事務受託法人又は指定都道府県事務受託法人に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) <u>法人及び事務所の名称及び所在地（変更の届出の場合にあつては、変更後の法人及び事務所の名称及び所在地）</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる事項をした年月日</u></p> <p>ア 指定</p> <p>イ <u>事務所の名称又は所在地の変更</u></p> <p>ウ <u>受託事務の廃止</u></p> <p>エ <u>指定の取消し</u></p> <p>オ <u>指定の全部又は一部の効力の停止</u></p> <p>(3) <u>受託事務の種類</u></p> <p>(4) <u>指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間</u></p> <p>(指定試験実施機関に係る公示)</p> <p>第7条 政令第35条の15第3項の規定による公示は、指定試験実施機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(指定研修実施機関に係る公示)</p> <p>第8条 政令第35条の16第3項の規定による公示は、指定研修実施機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p>	<p>(指定市町村事務受託法人に係る公示)</p> <p>第6条 政令第11条の6の規定による公示は、指定市町村事務受託法人に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 名称及び所在地</p> <p>(2) <u>指定、事務所の名称及び所在地の変更、受託事務の廃止又は指定の取消し若しくは全部若しくは一部の効力の停止の年月日</u></p> <p>(3) <u>変更の届出に係るものにあつては、変更後の名称又は所在地</u></p> <p>(指定試験実施機関に係る公示)</p> <p>第7条 政令第35条の9第3項の規定による公示は、指定試験実施機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(指定研修実施機関に係る公示)</p> <p>第8条 政令第35条の10第3項の規定による公示は、指定研修実施機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p>

(1)及び(2) 略

(1)及び(2) 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。